

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 平成30年4月18日（水）

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会終了後

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一  
議員 大和田和男 議員 富山 豪  
議員 花島 進 議員 筒井かよ子  
議員 寺門 厚 議員 小宅 清史  
議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣  
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫  
議員 中崎 政長 議員 笹島 猛  
議員 助川 則夫 議員 遠藤 実  
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次長 清水 貴  
書記 小田部信人 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 海野 徹 副市長 宮本 俊美  
総務部長 川田 俊昭  
収納課長 飛田 良則 収納課長補佐 高島 啓子  
前収納課長 柴田 秀隆 前収納課長補佐 玉川 一雄

会議に付した事件

- (1) 同名会社に対する誤った預金差押えについて  
…報告について了承

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前11時31分）

議長 ただいまより全員協議会を開会いたします。

挨拶は省略します。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開催いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため事務局職員が出席しております。

ここで本日の議事に入る前に、市長より発言を求められております。

市長発言を願います。

市長 本日はお忙しい中、全員協議会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

また議員各位におかれましても市政運営につきまして、特段のご配慮を賜っておりまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて本日の全員協議会におきましては、4月2日にファックスでお知らせし、またテレビや新聞で報道されました本市において市税を徴収する際誤った差押えを行ってしまった件につきまして説明をさせていただきます。

本来あってはならない事案であり、市民の皆様の信頼を損ねかねない事態を招いたことは、市政を預かる立場として極めて遺憾であり、皆様にご心配をおかけしましたこと、深くおわびを申し上げます。

なお去る4月6日に当事者の企業を訪問し、謝罪してまいりました。

現在は損害賠償等の話し合いをしているところでございます。

今後は本事案を踏まえ、全職員が市民の皆様から託されている信頼と重責を改めて自覚し、より一層の確実な事務遂行ができるよう、組織を挙げて取り組んでまいります。

詳細につきましては、本日の資料に基づき担当から説明をさせます。

よろしく願いいたします。

議長 それではこれより議事に入ります。

同名会社に対する誤った預金差押えについて、執行部より説明を求めます。

総務部長 総務部長の川田でございます。

このたびは関係者並びに、議員各位には多大なるご迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

今回の誤徴収につきましては、年度末に判明したということで、前収納課長、それから前収納課総括課長補佐もその対応に当たってきておりますので、本日同席させていただきました。

今回の事案につきましては、飛田収納課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

収納課長 収納課長の飛田でございます。

このたびは誤った差押えをしまいまして、大変申しわけございませんでした。

内容につきましては、お配りしました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

申しわけありませんが、座って説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、全員協議会資料をごらんください。

資料といたしましては2枚でございます。

1枚目は、今回の案件の経緯と判明後の対処等を記載しております。

2枚目は、皆様にファクスで送信いたしました、記者会見用の資料を添付させていただいております。

それでは、1枚目をごらんください。

同名会社に対する誤った預金差押えについてでございます。

先日、収納課におきまして、市民税・県民税を滞納しておりますA社と同名のB社の預金に対しまして、誤って差押えを執行してしまいました。

詳細につきましては、下記のとおりでございます。

1番、判明までの経緯でございます。

①平成29年9月5日に市民税・県民税の滞納がありますA社に対しまして、金融機関に財産調査を依頼しました。

調査につきましては、郵送による文書での照会回答方式でございまして、会社や個人におきまして、住所変更がありましても、口座の住所変更手続を行っていない場合もございしますので、同名であれば回答していただくようお願いをしております。

②平成29年9月19日に金融機関からA社と同名ではあるが、所在が相違するB社の預金について回答がございました。

③番といたしまして、平成30年3月2日に、②の回答に基づきまして、B社の預金に対しまして6万4,000円の差押えの執行をさせていただきます。

④といたしまして、平成30年3月30日に、那珂市から身に覚えのない預金引き落としがあったという会社が窓口に来ているということで金融機関から連絡がありまして、この時点で初めて誤ってB社の口座からA社の滞納税額を徴収してしまったということが判明いたしました。

②から③の間に関しまして、半年近くの期間がございしますが、この間に収納課といたしましては、平成29年10月18日に催告書、平成29年11月9日に、差押えの予告通知を送付いたしております。

差押えの予告通知後の11月17日にA社から納税相談がございました。

このときに、分納をするという約束をいただきましたが、その後一切納付がされることはありませんでしたので、差押えをするに至りました。

2番です。

このような事案を発生しました原因といたしましては、法人の名称が一致していたとはいえ、所在地が相違していたにもかかわらず、その確認が不十分であったため、誤った差押えを執行してしまったというふうに考えてございます。

3番、判明した後の対処でございますけれども、①番、平成30年3月30日に、謝罪と事情説明のため前収納課長、総括課長補佐、担当の3名でB社を訪問してございます。

②番、翌日3月31日でございますが、今後の対応方針を説明するために、前日と同じ3名でB社を訪問しております。

③番、平成30年4月2日でございますが、B社の口座へ誤って徴収をしてしまいました6万4,000円を返金しております。

入金につきましては、金融機関に確認をしまして、B社のほうに連絡をしております。

④番、同じ4月2日でございますけれども、県政記者クラブにおきまして記者会見を開いております。

今回の事案につきまして、謝罪と経緯の説明をいたしております。

⑤番、平成30年4月6日ですけれども、市民税・県民税の納付依頼のために、A社及び代表者宅を訪問いたしましたが、不在であったため、差し置きをしております。

⑥番、同じ4月6日午後になりますけれども、A社より連絡がございまして、一括納付は無理ということですので、分割納付をしていただくということでお約束をいただきました。

遅くても、7月までには完納するというお話で約束をいただきました。

⑦番でございます。同じ4月6日です。

謝罪のため市長、総務部長がB社を訪問しております。

⑧同じく4月6日、記者会見の資料及び新聞掲載記事そういったものを持参しまして、それとともに4月の人事異動で担当が変わる旨の話をするために、前担当及び新担当の計5名でB社を訪問しております。

その後まだ記載はございませんが、平成30年4月12日でございます。

損害賠償のために、その協議をするためB社を訪問しております。

続きまして4番でございます。

再発防止策でございますけれども、差押えが市民生活に与える影響の大きさを職員一人一人が深く認識をするとともに、新たにチェックシートを作成いたしまして、氏名、会社名、生年月日、住所、所在地及びその履歴について確認を徹底しまして、再発防止に努めてまいります。

実際に先週から新しく作成しましたチェックシートのほうを使用しまして、確認の徹底を図っておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

大変申しわけございませんでした。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑等がありましたらお願いをいたします。

花島議員 滞納なされたA社についてですが、滞納分はいつまでに本来納付されるべきものなのでしょうか。

前収納課長 平成28年度と平成29年度の特別徴収といたしまして、個人の市民税・県民税を事業主の特別徴収義務者が給与から天引き納付する分の市民税・県民税でございます。

納期につきましては、最終的な期別の納期は、平成29年9月11日が平成29年の8月分の納期でございます。実質上の特別徴収の期別としましては、平成28年度の10月分から平成29年度の8月分までの11月分ということでございました。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 もう一つお伺いしたいのは、今の経緯の説明で、金融機関に問い合わせした後確認が不十分だったということなんでしょうけれども、この判明までの経緯の②のところ、回答を受けましたね、金融機関から。その後、A社に対して、あなたの口座はこれですかという確認をしたのでしょうか。

その後例えば、納税の相談なんかをなさっていますよね。

それで、このときすぐじゃなくても確認する機会はあったかもしれないと思っているんですが、いかがでしょうか。

前収納課長 ご質問のA社に対する口座番号等の確認はしておりません。

その部分の確認を怠ったことが、今回の発生した一つの要因と考えます。

確認するタイミングといたしましては、金融機関から預金照会に対する回答が上がってきたときの住所項目の確認、さらには差押えの起案・決裁の段階この二つのポイントがあったかと考えております。

以上でございます。

花島議員 もう一つ、今の説明では、会社自身が本来納付するお金ではなくて、従業員から税を徴収して、それで払うっていうふうに、それを怠っていたというふうに読めるんですが、それでよろしいですか。

前収納課長 個人の市県民税の特別徴収の制度といたしましては、あくまで納税義務者は、特別徴収義務者であります事業者が、本来の個人、従業員の給与から天引きして納付しなければならない義務がありますので、その特別徴収義務者が納税義務者ということでございます。

花島議員 ちょっとつまらないことを聞いちゃうのですが、天引きはしていたんでしょうか、それともしていなかったんでしょうか。

それわかりませんか。

それも含めてお答えください。

前収納課長 一部給与の未払があったというところまでは確認しておりますので、一部天引きがされていなかった部分はあろうかと思えます。

笹島議員 ちょっと確認しますけど、先ほど言っていた平成29年11月17日かな。

A社から分納の納税相談があったということで間違いはないですね。

前収納課長 おっしゃるとおりでございます。

笹島議員 それで、相談に来たわけですね。

行ったか来たかわからないですけども。

そうしたらそのものに対して、何日間執行で、あの猶予を持って待っていたんですかそれは。

収納課長 平成29年11月17日に分納の相談がございまして、そのあと毎月いくらという形で、お約束をいただいたと思うんですよ。

ですけども、実際に平成30年2月まで一切納付されることがなかったということで、2月に改めて催告書というものをもう一度発布しています。

それでも反応がなかった。

納付相談も改めてなく納付もなかったということで、平成30年3月に差押えをいたしたということでございます。

笹島議員 わざわざ相談まで来て、会社自体厳しいと思うんですけども。

それで、連絡、電話なりなんなりしないで、いきなり督促状云々ってということで、差し押さえますよってということで、そういうこととっちゃったわけですか。

前収納課長 差押えに際しましては、事前に差押えの予告ということで、いついつかまでに何らかの電話なり来庁なりのご相談をしてくださいという差押え予告という通知を差し上げる流れになっております。

いきなり執行はしてございません。

笹島議員 それをちょっと教えてください。

2月末に今言っていた分納しますっていう約束をとっておきながら、払われていないと。今言っていた、督促状云々なり差押え予告云々っていう出した経緯をちょっと教えてくださいませんかそれ。

いきなりその差し押さえたのは、いつかっていうことを教えてくださいませんか。

前収納課長 今少しお時間、確認します。

笹島議員 では、それは後でね。

そうすると今度また、A社は今月の4月末までに支払うという約束は取りつけているんですか。

収納課長 平成30年4月から分納をしていただいて、7月までには納付をしたいというお約束をいただいております。

笹島議員 そうするとまだ、一銭たらずとも払ってもらってないってということですか。

はっきりさせてください、そこ。

収納課長 今回の4月の状態では、まだ納付いただいております。

笹島議員 またそれ大変困難な道にあるわけですね。

それはそちらのやることですから、よしとして。

それからもう一つ大事なこと、これB社から誤った今言っていた差押えをしたために、損害賠償金だよ。お金をやっぱりあれしなきゃいけないよね。どれだけ向こうは提示しているんですか、その金額っていうのは。

収納課長 今損害賠償について、B社のほうと協議をしている最中ございまして、例えばの話なんですけれども、今回役所のほうで誤った事案をつくってしまったことによって、余分に何度か金融機関に足を運ぶことになったとそういったときのガソリン代。あるいは、実際に協議をしているのは仕事が終わった後なんですけれども、そのために時間を割いたということで、そのときの人件費。そういったものが損害賠償の対象になるのではないかと、あるいは誤って預金からお金を6万4,000円引き落としてしまった、そこからこちらが返す4月2日までの間の約1カ月間の遅延損害金。民法で5%というふうに表示されていますので、そういったものも対象になるのではないかとというふうな形で協議を実際今のところ行っております。

笹島議員 そうすると、それに応じざるを得ないということに今言っていた最低でも5%ということ損害賠償金を払わなければいけないということを税務課のほうでは、意識あるわけですね、それは。

収納課長 あくまで例えばの話でございまして、それは弁護士さんと相談をしております。

現在、B社のほうにお願いして請求書を作成していただいております。

その請求書をまた持ち帰って弁護士と相談をして、払うか払わないかは、決定していきたいというふうに考えております。

笹島議員 それは、いいんですけどその不始末に対して、皆さんの職員の方の不始末に対して、これ税金を使うわけでしょう。皆さんのポケットマネーじゃないから。

今度市民からどういうわけだということで、逆にこの今言っていた、あなたたちの責任を追及されるということはないのですか、そういうのは。

収納課長 事件発覚後、今のところ市民の方から窓口ないし電話等で苦情はございませんが、やはり市民の考えとしては、そういったものもあるのかなというふうには考えております。

議長 ほかにありませんか。

綿引議員 今回は住民税の特別徴収分のことっていうのは、年間に大体滞納で差押えとかっていうに至る件数ってどのぐらい。ちなみに平成29年度は何件ぐらいあったんでしょうか。

前収納課長 平成29年度は、296件差押えを執行しております。

今回の対象となりました預金差押えにつきましては、その内198件を執行しております。

綿引議員 多いね。

まあいいんだけど。

これって保険なんかは使えないの、こういうのに使える保険なんていうのはないんですか。

収納課長 この強制執行と申しまして、差押えにつきましては、市で加入している損害賠償保険という制度が適用にならないということを確認しております。

議長 ほかにありませんか。

寺門議員 再発防止策ということで、新たにチェックシートを作成して対処しますということを言われているんですが、ここ3年ぐらいで、上水道の誤徴収、それから下水道関係のがありましたね。過去3件同じような過ちがあります。

今回4件目だと思います。今回は特に差押えということで、特別な対応ということになりますので、チェックシートを作成して、それで済むのかという問題が出てくると思うんですね。

まず意識の問題がはっきり言って欠落しているんじゃないかならうかなと。

過去も全職員に徹底しますよと、意識を改革してというお話もありましたけれども、これ全然一向に直っていませんよね。

今回も、チェックシートを変えるだけで終わりなのかということなんですよ。

今までのチェックの仕方と再発防止策ってどういうふう違うんですか。

もう一つ聞きたいのは、決裁はこれ担当ベースではないですし、例えば部長、課長特にその差押えの案件については、上司の判断でやりなさいよというGOが出るんですけれども、その上司のチェックこれはどういうふうになっているか。

その辺ちょっとお聞きします。

収納課長 今までとの違いでございますけれども、今までは担当のほうで起案をしましたらば、決裁ということで、職員下から上まで決裁をします。

そのときに、紙ベースなんですけども添付してある書類で住所や名前、個人の場合ですと生年月日等のそういったものを各個人がチェックをしていたと。間違いはないかどうかを調べていたということでございます。

今度新たにつくりましたチェックシートというのは、今までとはまた別に、決裁のところ個人ごとにチェック項目を新たにつくりまして、住所のところはちゃんと確認したのか、氏名は確認したのか、あるいは会社名がもし違っていた場合には、添付書類はちゃんと付けてあるのか、そういったものを別様式でつくりにして、そこをちゃんとこの項目をチェックしなさいという形で、チェック漏れがないような形を新たにとらせていただいて、徹底を図っているということでございます。

寺門議員 新たに項目で住所とか、特にチェック事項を、それぞれのチェック者がチェックをするよというふうに変えたということなんですけども、それ今までやっていなかったということですよ。



というのは、今回も社名が同じだけで住所、代表者名を確認してないわけですね。これ普通やりますよね。

これは、今回収納課だけの話じゃなくて、ほかも同じようにチェックしてないんじゃないですか。改めてこういうチェックしなさいよって設けるといことは、その辺もあわせてちょっと聞かせてください。

収納課長 今までも複数人でチェックはしてございました。

やはり過去にそういった経緯もあったので、その都度、改めて職員のほうには、指導徹底を図って意識の向上を図ってきてはおりますが、やはり今回、金融機関のほうから回答があった時点で、B社の口座であったにもかかわらず、A社というふうな、そこで思い込みをしてしまったということで、複数人でチェックをしてはりましたが、申しわけございませんが、十分な確認ができていなくてこのような結果になってしまったというふうに考えております。

今後につきましても、やはり、100%っていうことは、人間が行うことなので間違いが起こりませんとは言いきれませんが、新たなチェックシート等を含めまして、今まで以上に職員のほうには徹底指導を図って、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

寺門議員 チェックシートについては、きちっとそれぞれのチェック者がやっていただけるように徹底をお願いしたいと思います。

もう一つ重要なことは、意識の徹底ですよ。

これはどういうふうにされていますか。

総務部長 意識の問題ですけれども、先日、市の幹部の会議である部長会議の席で、市長のほうから今回の件、それからリスクマネジメントの徹底について、訓示がございました。

それに出席した各部長が自分の部に戻って課長それからそれ以下の職員に対して、その辺の意識づけというものを行うよということ、この間指示がございましてそういったことでやっているところです。

それにあわせて、総務課といたしましても全職員に対して文書でそういったリスクマネジメントの徹底を図りたいということで、通知をしたということでございます。

一番やっぱり、こういったミスが起こるといのは、寺門議員のおっしゃるとおり職員一人一人の意識付け意識の高揚というのが本当に何よりも大切なのかなというふうに思っております。

当然その各部署に、みんなですら防げるかというそういう議論というか、そういう話し合いもしながら対応していくような形での事務処理の仕方、またそれからチェックの仕方ですか、その辺を本当に再検討を各部署にしてもらいたいというふうに考えております。

寺門議員 それはきちんとやっていただきたいと思います。

やはり部長レベルでお話をされて、さらにその下、各部門で徹底をされるということなんで、間違いなく通達をされたのかどうか、確認を必ずやっていただきたいと思います。

多分ほかの部門でいうと、対岸の火事ということで、関係ないという話になろうかと思うんですけども、そういう方はいないと思いますが、徹底のためにぜひ通達をして、そのとおりちゃんと部下に説明をして、理解をしてもらったということの確認は、総務課できちんと各部のチェックをしていただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

助川議員 今回部長のほうから冒頭に年度の切りかえの時点で、こういった事象が起きてしまったというようなちょっと言い訳気味のお言葉もありましたけれども、まさにそういうときにこういう事象が発生する確率が高くなるわけですから、さらにまた課長のほうからも、市のほうへ、そういった苦情がなかったですかというようなお話は今のところないようですけれども。

私のところには来ていますよ。すごいですよ。

物すごい収納不信ということで、なに市役所の職員はたるんでいるんだというようなことで、大変なお叱りをいただいております。

根幹をなす収納のこういった問題に関しましては、あつてはならないことでありますから、その意識においては、ほかのどの部署においても同じだろうと思いますが、特に収納に関しましては、そういった間違いを1件でも、起こさないようなそういう行政の進め方をしていただきたいと思いますけれども。

これは、先ほども寺門議員のほうからもお話がありましたけれども、新たにチェックシートをとということですが。

今回のこういった事象が起きたことの原因ですね。これはどこにあるというふうにお考えですか、どういうことから、こういうふうになってしまったという明確なお言葉が列記されていないと思うんですけども、どういうふうにお考えですかね。

前収納課長 差押えする預金の名称は一致して同一であった会社の所在地の確認が各段階において不十分だったと。起案者も含め、決裁権者も不十分だったと。注意が足りなかったということが理由と考えております。

まことに申しわけございません。

助川議員 当然同じ名称とか同じ企業名とかそういったことは、ありがちだというふうには認識しながら業務は進めなければならないと思いますんで、そこのところを新たなチェックシートによりまして、同様のあるいはまた、今後こういった事象が起らないというようなチェックシートにされたんだろうと思いますが。今後の取り組みに関しましては、これで同様の案件は起きないと、あるいはまた、ほかのそういう収納ミスが起らないというふうに先ほど人間ですから100%間違いが起らないだろうということは言い切れないとい

うお話もありましたけれども、しかし、今回に関しましては、差押えまでいってしまったというような事案でありますから、そこに行くまで先ほど来もお話がありましたように、何段階かのチェックをしながらそこまで進めるということは、慎重に慎重を重ねた上で、こういう間違いを起こさないように、お願いをしたいというふうに思っております。

私何回頭を下げたか分かんないですよ、電話をいただいて、そういうことでありますんで、その辺ところは職員の皆さんしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

小宅議員 すいません、このきょうのいただいた資料を見ると、会社や個人において住所変更があっても、個人の住所変更手続きを行っていない場合もあるため同名であれば回答してもらえるように依頼したというふうに書いてあるんですけど。

引っ越ししていたとしても会社の場合は、全部本籍地を移動した場合は全部事項証明書全部出るはずだと思うんですね。

だから、全部事項証明書に出てない住所で、口座つくれるってことはあり得ないと思うんです。

この言い訳、なんでこれ書いたのかなって、ちょっと疑問に思うんですけど。

議長 まず答弁をお願いします。

収納課長 事業所につきましては、住所変更をして法務局等の手続きをすると思うんですけども、法務局を手續してから金融機関に手續をまたする場合に当たって、すぐにやっていたく会社もありますけども、間があいてしまう場合もございます。

その間があいてしまったときに、たまたまうちのほうで預金調査等をかけてしまった場合にやはり会社名は同じでも住所が相違しているという可能性もあるので、一応会社名が同一であれば住所が違っていた場合でも、金融機関に関しましては回答してくださいという形をお願いをいたしております。

小宅議員 ないですよ。

だって、例えば登記簿住所を変えたとして、その後、登記簿住所変わっていたとしても銀行に届け出するのが、そのタイムラグがあったから住所が違う可能性があるってことはないですよ。

だって全部事項証明書には、過去全部出ていますもんね。

収納課長 金融機関の口座のほうの住所というのは、やはりその法務局のほうから全部事項証明書そういったものをいただいて、金融機関に提示をして、改めて金融機関の口座のほうの住所が変わるといふふうに解釈をしているんですけども。

小宅議員 銀行の口座も法人の場合そうそう簡単に変えられないし、つukれないと思うんですね。

なぜならば、横判で登録しているはずなんですよ法人て。

収納課長 もともとその法人名で、金融機関に口座をつくってありました。

その後事業所が住所を例えば那珂市から水戸市に移しました。

そのときに住所変更があったので、法務局等に行って登記簿の住所変更をいたします。

そこで、金融機関の当然口座は自動的に変わらないと思いますので、法務局のほうでいただいた証明書を持って、金融機関のほうに行ってこういった形で住所が変わりましたという手続をすると思うんですよ。

その時点で法務局でいただいた書類を持ってすぐ金融機関のほうに住所変更の手続にいただけた場合には、タイムラグがないと思うんですけども、事業所によっては、やはり忙しい場合もあって金融機関は後回しということもあって、間に時間があいてしまうという可能性もあるというふうに市では考えておりますので…

小宅議員 私と認識の違いが何かわかりました。

登記簿をとってないということですね。

役所のほうでは。

収納課長 必要があれば、もちろん取っています。

小宅議員 登記簿って、すぐとれるじゃないですか、法務局に行けばだれでも。

登記簿は、まずとっての話だと思っていたんです。

とっていないから結局そこがわからないということなんですね。

前収納課長 おっしゃるとおり、本件につきましては、口座を誤認した時点では、登記簿を取得しておりませんで、その確認が不十分だったということでございます。

小宅議員 わかりました。

あともう1点なんですけれども、寺門議員からも立て続けにここ数年あるというお話があったんですけれども、こういうのっていうのは、過去とか、ほかの市町村でも結構あるけれども、表に出してないだけなのか。

それともここ二、三年那珂市だけあるのか。

それどうなんですかね。

前収納課長 まず、当市につきまして、今回の案件を受けまして、過去12年度分平成18年度以降1,050件の預金差押えにつきまして、すべて洗い出し確認をし、このような事象、事案がないことは確認しております。

他市町村の案件、事案については持ち合わせておりません。

申しわけございません。

小宅議員 わかりました。

ありがとうございます。

議長 先ほど笹島議員から質問があった答弁をお願いをいたします。

前収納課長 まず、先ほどの収納課長の説明とも重複する部分がございますが、平成29年11月9日に差押えの予告通知書というものを発送しております。

これに対しまして、この指定期日というものが平成29年11月17日までになんらかの相談、

来庁、電話連絡等をくださいというものでございました。

これに対しまして、本人が平成29年11月17日に納税相談に来庁し分納の約束をいただいたところでございますが、それが履行されなかったために、再度平成30年2月1日、こちらは催告書という納付を促す文面の中には、預金差押えに至る場合の部分も含まれた内容の催告書という通知文でございますが、2月1日に発送してございます。

これにつきましての指定期日、連絡、納付を促すまでの期間は平成30年2月9日を指定期日としてございます。

その後納付がなかったことによりまして、平成30年3月2日以降差押えを執行したという流れでございます。

笹島議員 その間、電話なり何なり口頭でお話しをしたの。

毎回毎回そのはがき1枚でやっているのかな。

収納課長 催告書というものは、封書による通知文でございまして、基本的に、その郵便が戻ってきてないということは相手に送達がされて、相手は、それを受け取ったという判断のもとに、事務を執行してございます。

笹島議員 あくまでもお役所的な仕事だよな。

相手は、やはりその慌てて平成29年11月17日に納税相談に来たわけでしょ。

その間何カ月もたって行って、連絡もつかない云々っていういろんな通知書も出したけども、何の連絡もないと。

やはりそうしたら納税相談に来て、わざわざ来てくれたわけだからね。

やはり1度でもいいから代表取締役の方にどうしたんですかと。お約束したんですけれども。

これ以上あれしますと差押えになりますけども、よろしいんでしょうかっていう一言二言やらないと。いきなりあれだとこれとんでもないことになりますよね。

余りにもお役所的な仕事であって、やはり相手のことに、これ差押えするって相手にとって大変な屈辱的なもんなんですよ。

皆さんお仕事だから簡単に済ませる、こう受けるものに対してはね。

この会社はなれているかどうかはわかりませんが、一般的にはね。

どういうふうを考えているのか、そういうことは一番大事な件なんですけれど。

前収納課長 議員おっしゃるとおり、相手にとっては、大変な差押えということは、重々承知しております。

ケースバイケースでございまして、間に電話による連絡、催告等をする場合もケースによってはございます。

基本的には、文書が優先して事務をしております。

配達記録が残る郵便であったり、郵便物が戻ってきた場合には、直接、差し置きといたしまして、職員が出向いて行ってポストに投函してくるとか、そういった私どもは、まずは

文書を重視した中で、必要に応じて、電話等の催告を間に挟む場合も滞納整理の中ではございます。

以上でございます。

笹島議員 最低限、納税相談に来られた方に対しては、口頭でやはりどうしたんですかっていう相談返しているのやらなきやいけないと思うんですけれども。

市長 そういうのは、徹底させているのですか。

副市長 笹島議員の気持ちはわかるんですが、これ実際に、もう平成29年11月9日に差押えの予告を發布していて、平成29年11月17日にその方が来庁されて、納税相談をされていてそれでも約束を破っているわけですから、それで文書で出すというのは、当然これ税金つてものがすごく重いことで、納付するのが当然であって、それで何回か約束していて、約束を破っているのですから、文書でそのままやるというのは、これ当然のやり方だと思っています。

役所的な仕事っておっしゃいますけれど、これは税金ですので、必ず納めなくちゃならない部分ですので、これは当然なやり方だと私は思っています。

笹島議員 それは、副市長が思っているだけであって、一般の人相手の納税でしょ。

皆さんが中心になってあれしているわけじゃなくて、市民があつてからの市役所でしょ。

ですから市民の方に、せめて最低限納税相談があつた方に対して、ずっとそのまま連絡も何もないっていうことで、通知も出してもあれだからっていうので、せめて差押えする前に一言、電話でもする必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

おかしい話ですかこれは。

収納課長 交渉経過の記録を調べますと、平成29年の6月に2回、あと8月にこちらから電話連絡をさしあげております。

そこで一応納付のお願いをしたんですけれども結局、向こうのほうからは、一切連絡もなかったという経緯がございまして、差押えに最終的には至っているということでございます。

笹島議員 その話は置いといて、今度やはり4月から7月まで、今言っていた支払う約束しているんですけれども、これだって確約がとれてないですよ。

今言った、それをどのように対処していくんですか、今のA社に対して。

そして、またB社に対して損害賠償っていう二重三重のトリプルっていうんですか、それがやらなくたっていいことが、これだけ重なったわけですよ。

そういうことで結構重いことなんですよだから、何かに変えていかなきゃいけないっていう私の言っていることは、100%受けなくても構わないですけど、私が言いたいことはチェックシートとか再発防止って、これは当たり前。どのようにしたら今度このようなことにならなきゃいけないかということを経験してみんなで考えて、実践していかなければいけないってことを私は問いただしているわけだからそれを聞きたいわけです。

副市長が、私はこうで役所は文書出すからって、それはそれで結構ですけども、それ以上の話を我々議会議員は聞きたいわけです。

こういう不始末を何回もやっているんで、どうしたんですかっていうこと。

何をやっているんですかっていうことをみんなが関心持って聞いている。

それを副市長でも市長でもきちんこの場でお話ししていただかないと、納得しないと思うんですがどうでしょうか。

市長 その税金の滞納者に対して差押えをするということは、通常から見るとかなり手ごわい相手、そういったものに対して多分執行するという形になると思います。

先ほど副市長からも意見を述べさせていただきましたけれども、やっぱり納税は国民の義務になっております。

これを厳正にやらないと、いわゆる行政機関、それから国もそうです。

あらゆる公共の業務これが停滞します。

ですからやっぱり厳正にやらなくてはいけない、ただその誤りをどういうふうにするかということは、先ほどいろいろ説明がありましたけども、今までは同じその地域において、株式会社海野、株式会社海野というのはあり得なかったんですね。

通常は株式会社海野、海野株式会社こういう形になります。

ところが会社法の改正があったため同列でもよくなってしまったんですね。

通常その会社法の改正があるから、そこまでチェックすればよかったですけれども、通常そういういろいろな事案が生じて、間違っちゃってしまったということで、私もこれはいわゆる行政の信頼、信頼がないとやっぱり税金は徴収できませんから、これを回復するためには、やっぱり指差し確認とか、多重チェック、いろんなチェックをやっていくという形で、徹底していかななくてはと思っています。

ですから、そういう意味で今後我々がとるべきことは、今回の事案を大きな反省材料として、いろんなチェックを徹底していくと。

これは職員にも文書で通達していますし、幹部職員にも以前から指差し確認をしろと言っているんですね。

それがなかなか徹底できない部分もあったんで、それは私の監督不足かなというふうには思っていますけれども。

これからその信頼回復のために全力を尽くしてやっていくということが我々の責任だというふうに思っています。

中崎議員 この不祥事は、大変な不祥事だと思います。

それから今これからの予防策っていうか再発防止策が出されました。

今笹島議員が言ったように、私のところでも、この特別徴収を行っています。

私は、市の税務課と喧嘩しました。

何でこういうことをやらせるのだと、我々事業者には。

余計なあれですが、これはもう国の方針で仕方がないのでと。

我々は働いている人から、給料天引きで差し引いてプールしておいて、毎月10日か12日ごろこの市民税を納めます。

これは、企業のトップにとっては当たり前のこと。

笹島議員はいろいろ言ったけど、税金を従業員から取っておいて納めないというのは、これは企業人としては、成り立たないと思いますよ。

それから、市の税金の徴収も90何%でどうなってんだって、我々はきつく徴収をしてくれと言っているわけですから、だから、その徴収と今回の不祥事はまた違う。

だからその辺はわきまえて話をしないと困る。

それから、こういうこと、我々は製品をつくって売っている。ところがたまに不良が出る。これ簡単な人的なミスなのね。その再発防止のためにどうしたら、こういうことが起こらないようにするか、我々も頭の痛いところ。市役所もそうだけれども、特にこれお金を扱う面ですから信用第一もうトップが率先して訓示をして、全員に徹底してそれを繰り返しやっても、これでやり過ぎるということはないんで、これから善処していただければと思います。

花島議員 再発防止についてなんですが、チェックシートがどういうものか見せてもらってないんで、もう既に考えておられるかもしれないんですけど。

これのかなめで最初に、はっきり差押えすると決める前に、調査しているときのデータの入手にチェックが甘かったんだと私は思うんですね。

そういう時ってというのは、本当に使うかどうかかわからないんで、とにかく甘くなりがちなんです。ところがそのデータが残っちゃうと、後になってチェックせずに進んでしまうということがあると思うんで。その点ですね、最初のところで、とにかくその補助的だと思った情報も、きっちり押さえられているようなチェックの仕方にしていただきたいと思います。

それとその確認の中に、先ほど私が言いましたが、この口座はあなた使っていますねっということを確認するっていうのをぜひ入れてください。

よろしくをお願いします。

議長 それについての答弁はよろしいですか。

注意していただければということですのでお願いいたします。

副議長 今回6万4,000円が、高い安いそういう問題ではなくて、あつてはならないことだと思います。これ1円であっても、例えばそのB社さんですか。間違っって徴収してしまった。

そこが1円で、例えば不渡り出しちゃったとか。そういうことが実際あるのかどうかよくわかりませんが、そういう可能性もね、あつたんで、これは金額の大小じゃなくてやはり注意していただきたいと思います。

それと、先ほど笹島議員からB社に対するその損害賠償は、これ市民の税金でしょうと



いうお話しありましたけれども。これ今回記者発表ということで、NHKのニュース。なんか話を聞くと全国放送だったんですか。なんかそういうふうに言っている方もいるんですが、茨城のローカルニュースかな。いずれにしても市民は多くの方がこれを知っています。先ほど苦情は今のところないというお話がありましたけれども、助川議員のほうにもたくさん来ているということで、私のほうにも何件かありましたので。なんか市として例えば、広報でおわびの一言でもなんか入れるようなお考えはございますか。

前収納課長 市民への周知という点では、記者発表しました当日平成30年4月2日の夜8時ごろから市のホームページに内容を掲載しまして、事案の説明とおわびの記事を掲載して周知をしているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

なければ質疑を終結をいたします。

最後にですね、執行部は十分今後は注意をしていただいて、信頼を回復していただけるように、お願いをいたします。

以上をもちまして全員協議会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後0時28分）

平成30年 6月26日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男